



# SARSを予防しよう

## SARSとは

アジアを中心に流行している重症急性呼吸器症候群（SARS：Severe Acute Respiratory Syndrome）は、2002年11月ごろに中国・広東省で発生しました。

そのときに感染した人が香港やベトナムに行き、現地の病院で治療を受けたことにより、病院で働いていた看護師や、通院していた人に感染が広がりました。さらに、感染した人が飛行機で世界各地に移動したため、いろいろな国・地域でSARSの感染者が発生しました。

SARSの原因は新しい型のウイルスで、SARSコロナウイルスと命名されました。このウイルスは感染した人の体液（鼻汁、だ液など）や血液、排泄物に混じって体外に排せつされます。

SARSの流行で、多くの人たちの間で混乱が生じていますが、ウイルスが体内に入っても、すべての人が病気になるわけではありません。

## 予防法は

むやみに恐れることなく、適切な予防法を身に付けましょう。

手洗いをこまめにする。

うがいをする。

マスクをする。

SARSの流行している地域には行かない。

## SARSの流行地域へ渡航していた方へ

SARSの流行地域から帰国された方で、**帰国後10日以内に38 以上の急な発熱・咳（せき）・呼吸困難**などの呼吸器症状で医療機関に受診する人は、**あらかじめ、医療機関に電話で説明した上で受診してください。**

## SARSに関するご相談は

東濃地域保健所健康増進課 ☎ 23 1111・内線365 へ

## 家族介護慰労金支給および社会福祉法人等利用者負担減額について

### 家族介護慰労金支給について

介護保険サービスを受けないで、在宅の高齢者を介護しているご家族の方の経済的負担の軽減を図るとともに、介護の必要な高齢者の在宅生活の継続、向上を図ることを目的として、一定の要件を満たす方に対して「家族介護慰労金」を支給します。

慰労金の支給対象となる方は、下記の要件をすべて満たす高齢者と同居し、現に介護をしている方で、支給額は10万円です。

市民税非課税世帯に属し、要介護4または5に認定されている期間が、1年以上ある在宅の高齢者（3カ月以上の入院期間がある場合は、入院期間を除外する。）

の期間中に、介護保険サービスを受けなかった（1週間以内のショートステイを除く。）在宅の高齢者

要介護認定を受けていない高齢者を介護している方で、上記の要件に相当すると思われる方については、申請により市が訪問調査を行い、要介護4または5に相当する認定を行います。この場合は、認定を受けた後、1年間介護保険サービスを受けなかった場合に支給対象となります。

### 社会福祉法人等利用者負担減額について

市内の社会福祉法人（とき陶生苑・土岐市社会福祉協議会）が行う介護保険サービスを利用している方で、一定の要件を満たす方は、通常10%の利用者負担額を6%に減額します。

減額の対象となる方は、要介護（支援）認定を受けた方のうち、次のいずれかに該当する方です。

対象になると思われる方は、介護保険課に申請してください。

市民税非課税世帯に属する老齢福祉年金受給者

市民税非課税世帯に属し、収入から医療費などの必要経費を差し引いた額が42万円以下の方

詳しくは、介護保険課（内線158）へどうぞ。

